

山梨県新型コロナウイルス訪問介護サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県は、新型コロナウイルス感染症流行下における訪問介護サービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（以下「国制度要綱」）に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、要介護高齢者等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合でも感染対策を徹底しサービス提供を継続するよう本事業により、必要な訪問介護人材の確保を支援することを目的とする。

(事業所の定義)

第3条 この要綱において「訪問介護事業所等」とは、次に掲げる事業所をいう。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「居宅基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所
- (2) 居宅基準第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業所
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (4) 地域密着基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所
- (5) 地域密着基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (6) 地域密着基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(サービスの定義)

第4条 この要綱において「訪問介護サービス」とは、訪問介護事業所等が提供する介護保険サービスのうち次に掲げるものをいう。

- (1) 居宅基準第4条に規定する指定訪問介護
- (2) 居宅基準第44条に規定する指定訪問入浴介護
- (3) 地域密着基準第3条の2に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (4) 地域密着基準第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護
- (5) 地域密着基準第63条第1項に規定する訪問サービス
- (6) 地域密着基準第171条第1項に規定する訪問サービス

(実施主体)

第5条 本事業の実施主体は、山梨県とする。

(補助対象事業所)

第6条 補助対象事業所・施設等は、第1号に掲げる事業所等とし、感染対策を徹底し、必要な訪問介護サービスを継続して提供するために必要な経費、職員の感染により訪問介護サービスが提供できなかった場合の減収について支援を行う。

(1) 新型コロナウイルス感染者に対応した県内の訪問介護事業所等であり、具体的には次のア又はイの事業所とする。

ア 利用者が新型コロナウイルス感染症陽性者(発生届対象者及び陽性者登録センターに登録をした者をいう。以下同じ。)となった場合において、該当新型コロナウイルス感染症陽性者である利用者に対し、感染確認後も継続して訪問介護サービスを提供する訪問介護事業所等

イ 他の訪問介護事業所等が訪問介護サービスを提供していた利用者について、当該利用者が新型コロナウイルス感染症陽性者であることを理由として訪問介護サービスの提供を中止した場合において、当該他の訪問介護事業所等に代わって当該利用者に対し訪問介護サービスを提供する訪問介護事業所等

(補助対象事業)

第7条 補助対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービス提供をした訪問介護事業所等が実施した訪問介護サービス。

(2) 個別支援計画に基づき実施するサービスで1日当たりの訪問回数は問わず、個別サービスの提供にあたっては、居宅内に入り実施するものとする。

(3) 利用者が新型コロナウイルスに感染し、訪問介護サービスを実施したことにより、新型コロナウイルス感染症に感染した職員に限り、訪問介護サービスが提供出来なかった場合の減収を補填する。

(補助対象経費)

第8条 補助対象経費は、次の各号に掲げる場合について、該当各号に定めるとおりとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症陽性者である利用者に対し、該当利用者が自宅療養している期間(令和4年9月7日以降の期間に限る。)において訪問介護サービスを提供した場合 訪問介護サービスを提供した日数につき1日当たり36,000円(以下、「基準単価」という。)

(2) 新型コロナウイルス感染症陽性者である利用者に対し、訪問介護サービスを提供し

たことにより新型コロナウイルス感染症陽性者となった職員が、新型コロナウイルス感染に伴い業務に従事できなくなった場合(有症状の職員は連続した10日間、無症状の職員は連続した7日間を上限とする。) 当該職員の療養に伴い実施することができなくなった訪問介護サービスに係る報酬

(補助金の交付額)

第9条 補助金の交付額の算定にあたっては、次に定める算定方法を適用する。

- (1) 第6条第1号の事業所に係る補助金の交付額の算定に当たっては、対象事業所が基準単価に利用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅において療養している期間に訪問介護サービスの提供を実施した日数を乗じた額とする。職員の感染により訪問介護サービスが提供できなかった場合の補填については、新型コロナウイルス感染症陽性患者に対し、感染対策を講じ訪問介護サービスを行ったが、職員が訪問介護サービスを行ったことが原因で新型コロナウイルス感染症陽性者となり、訪問介護を提供したならば通常得られる介護報酬(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)で定める費用又は指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)で定める費用をいう。)が得られなかった額とする。

(補助金の交付申請等)

第10条 補助金の交付を受けようとする申請者は、補助金交付申請書(様式第1号。経費を要した年度の様式を使用すること。以下同じ。)に訪問介護サービスを提供した日又は訪問介護サービス実施予定日を証する書類その他関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第11条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その決定の内容を申請者に通知する。

2 知事は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしないことができる。

(交付の取消し等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 他の法令等に基づく国、都道府県、市町村又はその他団体等の同様の補助金等の交付を受けたとき。
- (3) その他知事が補助金を交付することが適当でないとき。

2 知事は、前項の規定により取消しを行ったときは、その内容を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助金交付申請をもって、当該交付申請に係る事業実績の報告があったものとみなす。

(補助金の交付方法)

第14条 この補助金の交付は、精算払とする。

(書類の保管)

第15条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

この要綱は、令和4年11月15日から施行し、令和4年9月7日から適用する。